

三次市教育委員会議案第 35 号

三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について

三次市民ホール事業運営委員会規則（平成 26 年教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項の規定により，別紙の者を三次市民ホール事業運営委員会副委員長に任命することについて，議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由